

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 1 号
件 名	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>昨年、県内 30 市町村の 7 割に当たる 21 市町村で、私学助成の充実を求める意見書の採択が行われ、国の関係機関や県知事宛てに意見書が送付されました。貴議会のこの間の御尽力に感謝申し上げます。貴議会を含む県内多くの議会のお力もあり、今年度、国の私立高校生等に対する就学支援金は、年収 590 万円未満世帯に対する支援が拡充され、上限 39 万 6,000 円（年額）の支給額となりました。これにより県内私立高校授業料は、年収 590 万円未満世帯で無償（1 校を除く）となりました。中学卒業生のほとんどが高校に進学する今日、学費の公私間格差の是正は喫緊の課題になりつつあり、国が格差是正に向けて大きく踏み出したことは大変喜ばしいことと言えます。</p> <p>国の拡充を受けて、多くの自治体が独自の学費軽減制度を拡充して、国の支援が十分ではない年収 590 万円を超える世帯へ新たに補助を広げる動きが見られます。その一方で、本県では独自の学費軽減予算が前年度比で 48.7%削減となり、制度の拡充も行われませんでした。全国的にも制度の拡充が行われなかった県は、新潟を含め、僅か 6 県でした。このように、本県では全国の拡充の流れに逆行する動きとなっており、大変残念な状況と言えます。</p> <p>今、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、休業や失業に追い込まれたり、自営業が立ち行かなくなるなど、深刻な経済不況が県民の生活を脅かしています。ましてや私立高校保護者にとっては、学費負担が重くのしかかり、家計への圧迫を余儀なくされているのが現状です。今後、学費の滞納や経済的理由による中途退学など、深刻な状況が憂慮されるところです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和 2 年 9 月 8 日 市民厚生常任委員会
受 理	令和 2 年 8 月 12 日 第 202 号

国の補助によって授業料は軽減されましたが、国の補助対象とならない施設設備費や入学金は保護者の負担が残ります。本県では、年収250万円未満世帯に対し施設設備費と入学金へ僅かな補助があるのみで、重い学費負担は解消されていません。また、年収590万円を超える世帯では、国の就学支援金11万8,800円の支給のみで、県独自の制度もありません。そのため、国、県の支援を受けても約18万円（年額）から約47万円（年額）の学費負担が残ります。公立高校では僅か5,650円の入学金のみの負担で済むのと比べ、大きな学費の格差が生じています。県独自の学費軽減予算を増額し、年収590万円未満世帯に対する入学金と施設設備費への助成の拡充、年収590万円を超える世帯への助成の実現が求められます。

また、教育条件においても公私間の格差是正が求められています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が76.7%を占めるのに対し私立高校は59.6%と、専任教員の比率が公立より大幅に下回っています（2019年度）。専任教員が少ない分を雇用期限のある常勤講師で補っている状況が、私立高校には見られます。私立高校は、建学の精神に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を継承していくためには、専任教員の存在が不可欠です。

教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国、県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には、1人当たり約110万円の公費支出がありますが（2018年度）、私立高校生には、1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。専任教員の増員を図るためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなど、経常経費への助成増額が求められます。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、国、県の私学助成増額・拡充が強く求められます。

以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定により、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。